

こ じょうれい
子ども条例

しょうかい
を紹介します！

つぎのページから、
子ども条例に書かれている
内容をさらに詳しく
紹介していくよ！



「いこいな」
©シンエイ/西東京市

にしとうきょうし
西東京市では、まち全体で今と未来を生きるすべての子どもの育ちを支え
ていくために、「西東京市子ども条例」をつくりました。

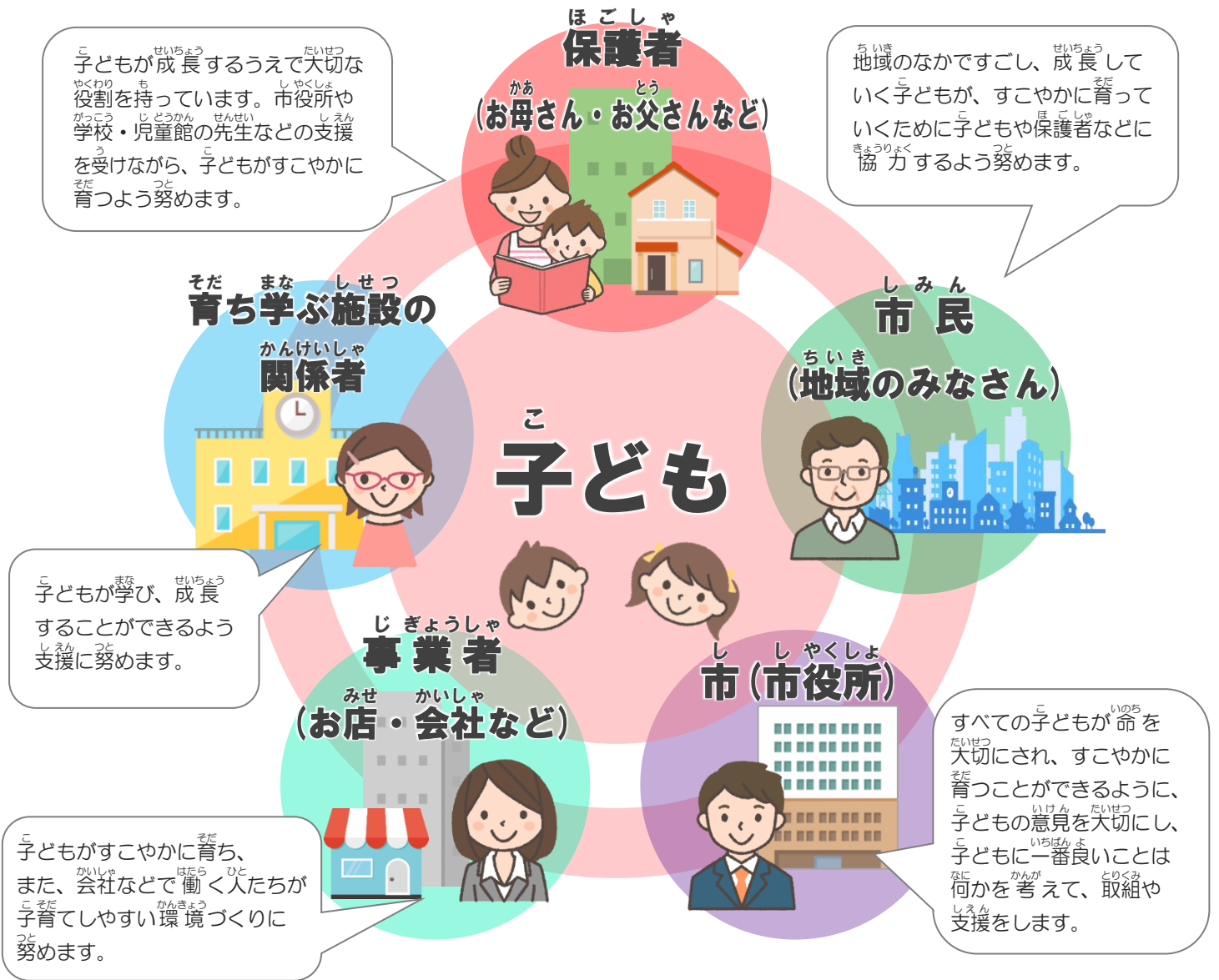
子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。
もちろん、あなたもそうです。

子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支
えること、子どものためにとくに進めていきたい取組、子どもの悩みごと・
困りごとを相談できる仕組みをつくることなどが書かれています。

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの育ちを支えるために、市（市役所）・保護者（お母さん・お父さんなど）・市民（地域のみなさん）・育ち学ぶ施設の関係者（学校や児童館の先生など）・事業者（お店や会社など）は、みんな役割を持っています。

それぞれの役割が果たせるようにみんなで協力し、助け合います。



● 育ち学ぶ施設の関係者とは？

育ち学ぶ施設とは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童館・児童センター、学童クラブなどのことです。

関係者とは、先生や職員の方のことです。



子どもにやさしいまち西東京市を自指して

子どもにやさしいまち西東京市を自指して、市役所では主に7つのことに取り組んでいきます。

- ❖ 虐待を防ぎます。
- ❖ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ❖ 子どもの貧困を防ぎます。
- ❖ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ❖ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ❖ 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- ❖ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



子どもの相談を受けて、CPTがみんなを助けてくれる仕組み

子ども相談室ほっとルームでは、CPT（西東京市子どもの権利よう護委員）がみんなの気持ちや考えをよく聞いて、みんなを助ける一番よい方法をいっしょに考えます。

どこで起きたことでも！

学校でも、家でも、遊び場などでも



どんなことでも！

- ☆ 友達のこと
- ☆ 学校のこと
- ☆ 勉強のこと
- ☆ 家族のこと



秘密は守るよ！

何についてでも！

- ☆ つらいこと、苦しいこと、困ったこと
- ☆ いじめられていること
- ☆ 大切にしてもらえないこと
- ☆ どうしたらいいかわからないこと



子どものことなら、なんでも！

自分はもちろん、友達や近所の子のことでも



ほっとルームへ相談してください

あなたの話をじっくり聞きます。あなたの気持ちを一番大切にします。

いっしょに考えます



いっしょに調べます



意見を伝えることもできます



一緒に考えたことを、関係する人に話を聞いて調べます。気持ちを代わりに伝えることができます。こうなればもっとよくなるなど、意見を言うことができます。



一人じゃないって分かったし、もうだいじょうぶ！



子ども相談室 ほっとルーム 相談電話：0120-9109-77 メール相談は⇒

受付時間：月～金曜日は 午後2時～午後8時、土曜日は 午前10時～午後4時（日曜、祝日、年末年始はお休み）



子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事である「子どもの権利条約」などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前持っているものです。例えば、おなかがすいたらご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して生活できる、必要なことをなんの心配もなく学ぶことができる、自由に意見を言うことができるなどです。どれも当たり前のことのように感じますが、もし、おなかがすいたままだったり、家族や誰かに叩かれたり、何も教えてもらえなかったり、自分の気持ちを正直に言えなかったりしたら、つらいし、かなしいですね。

もちろん、あなたの権利が大切にされるように、周りのみんなの権利も大切にされます。



おわりに

子ども条例には、西東京市で生活するすべての子どもが、心もからだもすこやかに育つことができるように、子どもの意見を大切にすること、子どもにかかわる問題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

「子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。」

「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。」

これらは、子ども条例に書かれたみなさんへのメッセージの一部です。あなたが安心してすごし、育つことができるように、西東京市全体で支えていきます。



「子ども条例」は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例

を検索



令和2年3月改訂

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館ルピナス 2階

電話：042-439-6645 (子ども相談係)

西東京市ホームページ：http://www.city.nishitokyo.lg.jp

